

## 入 札 説 明 書

「日本博事務局委託費及び補助金精算並びに申請業務等に係る労働者派遣（令和7年1月～令和7年5月）」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 調達概要

- (1) 件 名 日本博事務局委託費及び補助金精算並びに申請業務等に係る労働者派遣  
(令和7年1月～令和7年5月)
- (2) 履行場所 東京都千代田区隼町4番1号（独立行政法人日本芸術文化振興会日本博事務局）
- (3) 概 要 本件は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）日本博事務局の委託費及び補助金精算並びに申請等に係る事務を行う労働者を派遣する業務である。
- (4) 履行期間 令和7年1月20日（月）から令和7年5月30日（金）まで

### 2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和6年度の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の許可を受けている者であること。
- (6) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、情報セキュリティマネジメントシステム【JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）】

認証又はプライバシーマークを取得済であること。

- (7) 厚生労働省が実施する優良派遣事業者認定制度の優良派遣事業者認定を受けている者であること。
- (8) 入札に参加する時点で、労働者災害補償保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未加入及びこれらに係る保険料の未納がないこと。ただし、厚生年金保険・健康保険又は船員保険についての証明期間は、令和5年9月分から令和6年8月分までの1年間分とする。
- (9) 過去3年間に、所管労働局より、労働者派遣事業停止命令を受けていないこと。
- (10) 本件調達の実施に係る迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ契約を履行するための体制（個人情報保護に関する措置を含む。）を有すると契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長）が判断した者であること。
- (11) 東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「誓約書」に誓約できる者であること。

### 3. 担当部課及び担当者

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務企画部契約課契約係

担当者 下田

電話 050-1754-5981（直通）

### 4. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記2. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記2. (1) 及び(3) から(12) までに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記2. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記2. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

#### ①提出期間

令和6年10月16日（水）から令和6年11月7日（木）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。

②提出先

上記3. に同じ。

③提出方法

提出先に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）  
すること。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

①一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

②労働者派遣事業許可証の写し

③【JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)】認証登録証又はプライバシーマーク使用許諾証の写し

④優良派遣事業者認定証の写し

⑤最新の労働者災害補償保険・雇用保険の未加入及びこれらに係る保険料の未納がないことを証明する書類（参考書式1参照）

⑥厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未加入及びこれらに係る保険料の未納がないことを証明する書類の原本又は写し（参考書式2参照）。ただし、参考書式2による証明期間は、令和5年9月分から令和6年8月分までの1年間分とする。

⑦東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に本店、支店又は営業所が所在することを証明する会社案内等の印刷物等

⑧契約を履行するための体制について記載した書面

本件契約を履行するための、労働者の選抜から契約期間終了後の措置までの業務フローを作成すること。また、作成した業務フローを任意のフェーズに分けた上で、フェーズ毎の履行体制及び履行方法について、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号）を踏まえた上で具体的に記載すること。迅速なアフターケアサービスの体制や方法にも言及すること。様式は任意とする。

⑨誓約書（別記様式2）

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

(5) その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問合せ先

上記3. に同じ。

## 5. 質問について

(1) 期 限：令和6年11月6日（水） 午後5時

(2) 仕様に関する質問は、財務企画部契約課契約係にて文書で受け付ける。

FAX番号 03-3265-8772

質問に対する回答は、独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

## 6. 競争執行の日時及び場所

(1) 日 時：令和6年11月14日（木） 午前11時

(2) 場 所：東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場本館3階 第5会議室

※遅刻の場合は、入札に参加できない。

## 7. 入札方法

入札価格は予定総価（消費税抜き）とするので、入札書の（a）欄には単価（消費税抜き）を、（b）欄には（a）の金額に契約期間中の予定数量を乗じた金額を記載し、「入札金額」欄には（b）欄の金額（1円未満切捨て）を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

なお、契約は（a）欄に記載された単価（消費税抜き）で行う。

派遣労働者を休日又は時間外に就業させた場合等には、下記のとおり割増派遣料（1円未満切捨て）を支払うものとする。

- ・振興会が指定する休日以外の労働時間が所定の時間を超えた場合は、振興会の規定する正規勤務時間（7時間45分）までは割増しなしの単価とし、正規勤務時間を越えた超過勤務時間は単価を25%割増す。
- ・休日の勤務時間は単価を35%割増す。
- ・午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ずる場合には単価を25%割増す。
- ・就業時間外勤務が生じる場合には、派遣元事業者における時間外労働・休日労働に関する協定書の延長可能時間数を限度とする。

## 8. 入札保証金及び契約保証金 免除

## 9. 入札の無効

本件の競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸

術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札書及び郵便による入札書、電信による入札書は無効とする。

#### 10. 落札者の決定方法

本件の役務を提供できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

##### 11. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があつた場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

##### 12. 契約書作成の要否 要する。

##### 13. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3. に同じ。

##### 14. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる公的機関が発行した書類の写しを併せて提出すること。(例：東京都競争入札参加資格受付票)
- (3) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HP トップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (4) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参

加者注意書」による。

- (5) 本入札説明書の別記様式1、別記様式2、入札書、委任状及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書についての第2号様式の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 真理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職及び氏名

令和6年10月16日付で公告のありました「日本博事務局委託費及び補助金精算並びに申請業務等に係る労働者派遣（令和7年1月～令和7年5月）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指名停止を受けていないこと、労働者派遣事業停止命令を受けていないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記4.(3)①に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
2. 入札説明書 記4.(3)②に定める労働者派遣事業許可証の写し
3. 入札説明書 記4.(3)③に定める【JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)】認証登録証又はプライバシーマーク使用許諾証の写し
4. 入札説明書 記4.(3)④に定める優良派遣事業者認定証の写し
5. 入札説明書 記4.(3)⑤に定める、労働者災害補償保険・雇用保険の未加入及びこれらに係る保険料の未納がないことを証明する書類の原本又は写し（参考書式1参照）
6. 入札説明書 記4.(3)⑥に定める、厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未加入及びこれらに係る保険料の未納がないことを証明する書類の原本又は写し（参考書式2参照）。ただし、参考書式2による証明期間は、令和5年9月分から令和6年8月分までの1年間分とする。
7. 入札説明書 記4.(3)⑦に定める会社案内等の印刷物等
8. 入札説明書 記4.(3)⑧に定める契約を履行するための体制について記載した書面（任意様式）
9. 入札説明書 記4.(3)⑨に定める誓約書（別記様式2）

以上

本件責任者（氏名）：\_\_\_\_\_

担当者（氏名）：\_\_\_\_\_

責任者連絡先（電話番号）：\_\_\_\_\_

担当者連絡先（電話番号）：\_\_\_\_\_

## 誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 4 1 7 号）第 2 条第 1 項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。

(1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

(4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）

(5) 総会屋

(6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）

(7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(8) その他前各号に準ずる者。

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。

- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会  
理事長 長谷川 眞理子 殿

〔住 所〕

本件責任者（氏名）

〔商号又は名称〕

担 当 者（氏名）

〔代表者役職及び氏名〕

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の名前及び生年月日を記載した資料を添付すること。



## 役員等名簿

商号又は名称：

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

参考書式1

# 労働保険料等納入証明書（証明願）

令和 年 月 日

労働保険特別会計  
歳入徴収官  
労働局長 殿

所在地

事業場名称

事業主氏名

労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号	

【 入札参加資格・経営事項審査・特定技能外国人関係申請

領収証書紛失・助成金申請・その他（ ）】

のため必要がありますので、労働保険料等（納期限後のもの）に未納がないことについて証明願います。

本日現在、労働保険料等（納期限後のもの）に未納がないことを証明します。

令和 年 月 日

労働保険特別会計  
歳入徴収官  
労働局長

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地 (船舶所有者住所)	〒
事業所名称	
事業主氏名(船舶所有者氏名)	
電話番号	( )-( )-( )

2. 申請事由

3. 確認書の請求枚数

枚

4. 確認事由

項目	対象期間	未納の有無
健康保険料・船員保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 (延滞金を含む)	平成 年 月分から 平成 年 月分まで 令和	有 ・ 無

管掌区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 2. 組合管掌健康保険
------	---------------------------------

5. 猶予期間の有無

上記のとおり相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

日本年金機構  
年金事務所長 ㊞

委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、  
下記の者に委任します。

受任者氏名

受任者住所

委任者との関係